資産運用業強化委員会

平成 29 年〇月〇日

(案)

「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」に関する周知等について

一般社団法人 投資信託協会

平成 28 年 9 月の理事会において設置された資産運用業強化委員会は、現在、「資産運用等に関するワーキング・グループ報告書(平成 28 年 6 月 30 日)(WG報告書)」における提言等、投資信託や資産運用会社に係る課題について検討を行っている。

現在、投資信託のガバナンスの強化等を中心に検討を行っているが、この中で、WG 報告書における次の課題について検討し、以下の対応を講じることとした。

<WG 報告書>

投資信託が、個人投資家の長期的資産形成の中核的な手段として選択される ためには、投資信託の信頼を高め、投資家の視点を商品設計やその運営に一層 反映させることが求められる。(中略)

投資信託委託会社が投資信託のガバナンスの強化のための取組みとして行っている事例(例えば、独立取締役やアドバイザリー・ボード、ファンド監視 監督委員会等)を収集し、これを発表する。

<対応策>

各社における「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、投 資家をはじめより多くの方に広く周知するため、次の対応を講ずる。

- 1. 各社は、自社における「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」について、自社 Web サイトに積極的に公表する。
- 2. 各社はこれらの取組みについて掲載した箇所の URL を協会に通知する。
- 3. 協会は、通知を受けた社の名称及び URL を、一覧性のある形で協会 Web サイトに掲載する。
- 4. 協会は、年に一度、各社の取組みについて整理し、業界としての取組み状況 をまとめ、協会 Web サイトで公表する。
- 5. 業界全体としての信頼性向上に向けた姿勢を明らかにする方法については、 引き続き検討する。

<金融審議会 市場 WG「顧客本位の業務運営に関する原則」との関係>

平成 28 年 12 月 22 日に公表された金融審議会 市場ワーキング・グループ報告「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」では、第 1 章「国民の安定的な資産形成と顧客本位の業務運営」において、「当局において、顧客本位の業務運営に関する原則(以下、原則と言う)を策定し、金融事業者に受け入れを呼びかけ、金融事業者が、原則を踏まえて何が顧客のためになるかを真剣に考え、横並びに陥ることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことが適当である。」とされている。

これとの関係については、次のように整理することとしたい。

- ・当局から原則が公表されるまでの間は、各社で「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」と判断し、公表した取組みを協会に連絡する。
- ・原則が公表された際には、原則に基づき各社で公表する取組み等も含め、「投資信託運用会社の信頼向上に向けた取組み」と判断し、公表した取組みを協会に連絡する。

以上